

(趣旨)

第1条 この規程は、中京大学における人を対象とする研究に関する倫理規程（以下「倫理規程」という。）第9条第4項に基づき、体育学研究科における人を対象とする研究に関する倫理審査委員会（以下「委員会」という。）の設置、審査の手續等に関する事項について定める。

(審議事項及び任務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 倫理規程第9条第1項に基づき、体育学研究科に申請された人を対象とする研究の実施計画等の審査に関する事項
- (2) その他の体育学研究科における人を対象とする研究に関する事項

(構成)

第3条 委員会は、次に掲げる委員によって両性で構成する。

- (1) 各系（スポーツ文化・社会科学系、スポーツ認知・行動科学系、スポーツ生理学系、健康科学系、応用スポーツ科学系）から選出された専任教育職員 1人
- (2) 研究科長が指名する専任教育職員 2名
- (3) 他学部等から選出された専任教育職員 1人
- (4) 必要に応じて、学外からの有識者 若干名

2 前項の委員は、研究科長が委嘱する。

(委員長および副委員長)

第4条 委員会に委員長および副委員長1人を置き、研究科長が指名する。

2 委員会は、委員長が招集する。

3 委員会の議長は、委員長が当たる。

4 副委員長は、委員長の職務を補佐し、委員長に事故あるとき、または欠けたとき、その職務を代行する。

5 委員長は、副委員長と合議の上、学内外の有識者をオブザーバーとして参加させることができる。

(任期)

第5条 第3条に掲げる委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(成立及び議決)

第6条 委員会は、全委員の参加をもって成立する。

2 第2条第1号の審査に関する審議事項については、3名の合議によって議決する。

3 第2条第2号の体育学研究科における人を対象とする研究に関する審議事項については、全委員の過半数をもって議決する。

(審査の時期)

第7条 審査は、随時、行う。

(審査の基準)

第8条 審査の基準は、次に掲げる基準に基づくほか、一般的に妥当と認められる倫理的規範によるものとする。

- (1) 中京大学研究倫理規程
- (2) 中京大学における人を対象とする研究に関する倫理規程
- (3) 関連する法令、所轄庁の告示及び指針並びに学会等の指針等

(審査の申請)

第9条 審査の申請に当たって、第2条第1号に規定する人を対象とする研究の実施計画等の審査を申請する研究者（以下「申請者」という。）は、委員会が定める以下の書面を提出するものとする。

- (1) 中京大学体育学研究科における人を対象とする研究に関する倫理審査申請書
- (2) 研究対象者への説明書

(3) 研究対象者（代諾者）の同意書

(4) 倫理審査申請前の研究の場合は、実験ノートおよび被験者同意書の写し  
(委員の任務)

第10条 委員は、審査を行い、必要に応じて申請者へ助言等を行う。

2 委員は、審査結果を添えて申請者からの申請を委員会への審査に付す。  
(審査の判定)

第11条 審査の判定は、次のいずれかとする。

- (1) 承認
- (2) 条件付承認
- (3) 不承認
- (4) 非該当

2 委員会は、必要があるときは、体育学研究科における人を対象とする研究の実施計画等の審査に申請者を参加させ、申請内容等の説明を求めることができる。

(審査結果の通知)

第12条 委員長は審査結果を、「中京大学における人を対象とする研究に関する倫理審査委員会」に提出し、学長の承認を得て、速やかに申請者に通知するものとする。

(審査結果の報告)

第13条 委員長は、前条の審査結果を中京大学研究倫理委員会および体育学研究科会議に報告するものとする。

(人を対象とする研究の実施計画等の変更)

第14条 第11条第1項第1号又は第2号の判定を受けた人を対象とする研究の実施計画等を変更する場合において、その変更内容が軽微なものであるときに限り、申請者は、当該研究の実施計画等の変更を委員会に届け出ることができる。

2 前項に規定する届出は、委員会が定める書面の提出によるものとする。

(守秘義務)

第15条 委員会の委員は、その任期中及びその職を退いた後も、職務上知り得た情報を正当な理由なく他に漏らしてはならない。

(事務)

第16条 委員会の事務は、豊田キャンパス大学院事務課が行う。

(規程の改廃)

第17条 この規程の改廃は、委員会が発議して体育学研究科が決定した後、中京大学研究倫理委員会の確認を得るものとする。

附 則

この規程は、2015年4月1日から施行する。

この規程は、2015年10月1日から施行する。